



新型コロナウイルスの影響に伴う通学定期券の払いもどしについて

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年2月28日に文部科学省より全国の教育委員会などに対し、全国の小中学校、高校、特別支援学校を2020年3月2日から春休みまで臨時休校とするよう要請する内容を盛り込んだ通知が出されました。

これに伴い、通学先の学校が休校となったため、対象となる通学定期券を払いもどされるお客様については、特例によりそのお申し出日に関わらず、2月28日以降の最終登校日を最終使用日とみなして、弊社の規定により計算した額（次ページの「定期券の計算方法」参照）を払いもどいたします（220円の手数料がかかります）。

なお、この取扱いとは当該通学定期券の購入日から1年間以内であればお受けいただくことが可能です。新年度から同じ区間の通学定期乗車券を購入される場合にはその際に駅窓口にお申し出ください。

駅窓口の混雑防止にお客様のご理解とご協力をお願いします。

- 通学定期券には、新幹線定期券（FREX パル）・特急用定期券（パスカル）を含みます。
- 休校期間の延長等の理由により、新学期に向けて購入した未使用の通学定期券を払いもどされる場合も同様にお取り扱いします。
- この取扱いは高校生、中学生、小学生及び特別支援学校生が対象となります。
- 最終登校日の翌日以降に定期券を使用された場合は、このお取扱いができませんのでご注意ください。

.....
定期乗車券（通勤・通学〔大学生等を含む〕）・普通回数券をお持ちのお客様へ

緊急事態宣言に伴う定期券・普通回数乗車券の払いもどしについて

1. 通勤、通学定期乗車券の取扱い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年4月7日に「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発出されました。

外出自粛要請を受け通勤や通学を取りやめたお客様で以下の(1)、(2)、(3)の条件にいずれも該当されるお客様は、特例によりそのお申し出日に関わらず、4月7日以降最後にご利用いただいた日を最終使用日とみなして、弊社の規定により計算した額（次ページの「定期券の計算方法」参照）を払いもどいたします（220円の手数料がかかります）。

- (1) 緊急事態宣言に伴う外出自粛を事由とする払いもどし
- (2) 4月8日以前に購入した定期券
- (3) 緊急事態措置期間（解除された日も含む）を有効期間に含む定期券

なお、この取扱いとは緊急事態措置の終了日の翌日から1年以内であればお受けいただくことが可能です。次に定期乗車券を購入される予定があるお客様はその際に駅窓口にお申し出ください。

駅窓口の混雑防止にお客様のご理解とご協力をお願いいたします。



2. 普通回数乗車券の取扱い

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、2020年4月7日に「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が発出されました。

外出自粛要請を受け普通回数乗車券（通学用割引普通回数乗車券を含みます。）のご利用を取りやめ、払いもどしをされるお客様で以下の(1)、(2)、(3)の条件にいずれも該当されるお客様は、特例によりそのお申し出日に関わらず、4月8日に払いもどしのお申し出があったとみなして、弊社の規定により既にお支払いいただいている普通回数旅客運賃から券面区間に対する片道普通旅客運賃にご使用になられた券片数を掛け合わせた額を差し引いた残額を払いもどしいたします（220円の手数料がかかります）。

- (1) 緊急事態宣言に伴う外出自粛を事由とする払いもどし
- (2) 4月8日以前に購入した普通回数券
- (3) 緊急事態措置期間（解除された日も含む）を有効期間に含む定期券

なお、この取扱いは緊急事態措置の終了日の翌日から1年以内であればお受けいただくことが可能です。

駅窓口の混雑防止にお客様のご理解とご協力をお願いいたします。

西日本旅客鉄道株式会社



定期券の払戻額の計算方法

● 定期券の払戻額の計算方法

例：最終登校日が2月28日だった場合

① 2/28以降、定期券の残りの有効期間が1カ月未満の場合

⇒ 払戻額はありません。

② 2/28以降、定期券の残りの有効期間が1カ月以上ある場合

⇒ 以下の計算式により払いもどしいたします。

ただし、払戻額がない場合もありますのであらかじめご了承ください。

払戻額＝通常の定期運賃（券面の金額）－使用済月数に相当する定期運賃－手数料220円

【使用済月数に相当する定期運賃】

使用済月数に相当する定期運賃は、お持ちの定期券の同一区間・経路のそれぞれ1カ月または3カ月の定期運賃を組み合わせる算出します。1カ月未満の日数は、1カ月使用したものとして計算します。

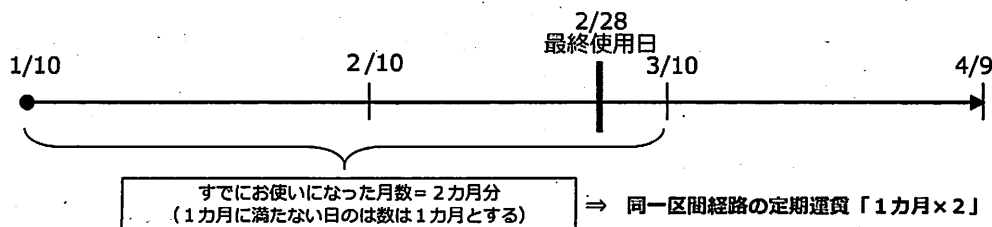
使用した月数	1カ月	2カ月	3カ月	4カ月	5カ月
算出に使用する月数の組み合わせ	1カ月	1カ月×2	3カ月	1カ月+3カ月	1カ月×2+3カ月

計算例

2020年1月10日から3カ月有効の 大阪⇄高槻（JR京都線経由）通学定期券[高校生]の場合

⇒ 2/28を最終登校日とみなし、発売額から既に使用した2カ月分の定期運賃と手数料220円を差し引いた額を払いもどし

⇒ 15,510円（発売額）－（5,450円（1カ月）×2）－220円（手数料）＝4,390円払いもどし



● 有効開始日から7日以内の取り扱い

有効開始日から7日以内に限り、発売額からすでに経過した日数分の往復普通運賃と手数料220円を差し引いた残額を払いもどしいたします。

計算例：2020年2月25日から1カ月有効の 大阪⇄高槻（JR京都線経由）通学定期券[高校生]の場合

⇒ 2/28に払いもどし申し出があった場合、発売額から既に使用した4日間分の往復普通運賃と手数料220円を差し引いた額を払いもどし

⇒ 5,450円（発売額）－（520円（往復普通運賃）×4日）－220円（手数料）＝3,150円払いもどし

● 参考

※ 定期券の払いもどし条件については、[こちら](#)も併せてご覧ください。

※ 定期券の1・3・6カ月のそれぞれの定期運賃は[こちら](#)でお調べいただくことができます。